

新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要が減少し、米価下落等の影響が生じています。稲作（一般の主食用米）から園芸作物・大豆・麦・飼料作物等への作付転換を促すため、農業法人等に対して機械・施設の導入及び組織育成等に要する経費を補助し、営農継続に向けた支援を行います。令和4年産以降における主食用米からの作付転換に要する経費を補助します。

＜事業の内容＞

【実施主体】 農業者，農業生産法人，農業生産組織，農業団体等
 （ソフト事業は，市町村を含む）※農業者，生産組合は法人化を見込む者

1 作付転換に向けた機械・施設の補助（ハード支援）

令和4年産以降において、主食用米以外への品目転換・拡大する目標面積を要件として、機械・施設の導入を補助するもの。

（補助率：1/2以内）

（1）目標拡大面積，補助上限額は右表のとおり

（R3年11月補正と同様）

（2）事業タイプ等

ア 水田における園芸作物の生産拡大支援

・園芸作物を生産するための機械・施設の導入補助

ア-1 露地園芸への転換

ア-2 施設園芸への転換

イ 麦・大豆・飼料作物・WCS用稲等の生産拡大支援

・麦・大豆等生産のための機械・施設の導入補助

※WCS用稲は専用品種の栽培に限る

ウ 飼料用米などの生産拡大支援

・飼料用米，輸出用米等を生産拡大するための低コスト化（アグリテック）機械・施設の導入補助

※アグリテック（スマート農業）関連機械に限る

※飼料用米は専用品種の栽培に限る



2 作付転換を拡大するための体制整備（ソフト支援）

作業受託組織の設立，地域の話し合い，研修会，実証ほ設置（簡易な条件整備含む）等に要する経費を補助するもの。

補助上限500千円（定額補助）

＜事業のイメージ＞

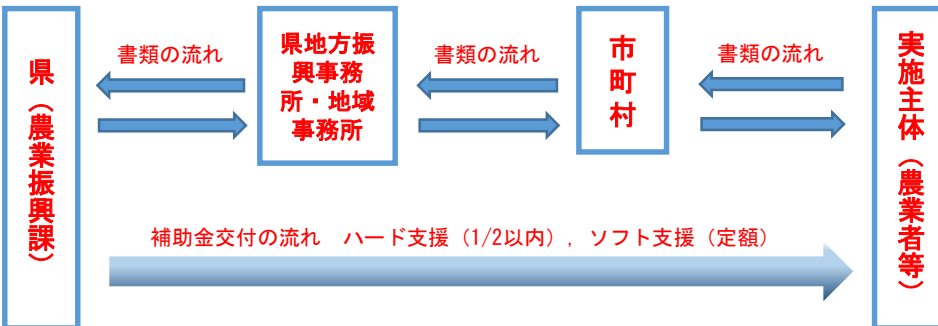
ハード支援の概要表（R3年11月補正と同様）

項目	品目 （※1,3）	目標拡大面積 （※2）	補助上限額	想定する機械・施設
ア-1	露地園芸	概ね20a	5,000千円	ポテトハーベスター，枝豆収穫機，ねぎ機械化一貫体系整備等
		概ね1ha	15,000千円	
ア-2	施設園芸	概ね10a	12,500千円	園芸用ハウス，パイプハウス，機械設備等
		概ね30a	30,000千円	
イ	麦・大豆・飼料作物・WCS用稲等	概ね5ha	5,000千円	汎用コンバイン，ブームスプレーヤ，飼料播種・収穫・調製用機械装置，専用収穫パーツ等
		概ね10ha	15,000千円	
ウ	飼料用米等のための低コスト化	概ね10ha	2,000千円	アグリテック関連機械[ドローン一式，自動操舵農業機械等]
		概ね20ha	7,500千円	

※1 水田（地目）への作付又は設置するものを対象とする。

※2 中山間地域は，面積要件を1/2とする。

※3 WCS用稲，飼料用米は専用品種の栽培に限る。



【担当】 宮城県農政部農業振興課 先進的経営体支援班